

平成22年第3回千代田町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 日 4月20日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時05分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○町長あいさつ	13
○閉会の宣告	13
閉 会 (午前 9時40分)	13

平成22年第3回千代田町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成22年4月15日

千代田町長 大谷直之

1. 期 日 平成22年4月20日
2. 場 所 千代田町議会議場
3. 付議事件
 - (1) 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
 - (2) 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
 - (3) 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
 - (4) 同意第1号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	襟	川	仁	志	君	2 番	高	橋	純	一	君
3 番	金	子	孝	之	君	4 番	川	田	延	明	君
5 番	福	田	正	司	君	6 番	小	林	正	明	君
7 番	柿	沼	英	己	君	8 番	細	田	芳	雄	君
9 番	黒	澤	兵	司	君	1 0 番	青	木	國	生	君
1 1 番	坂	本	金	光	君	1 2 番	富	岡	芳	男	君

○ 不 応 招 議 員 (な し)

平成22年第3回千代田町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成22年4月20日（火）午前9時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 4 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 5 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 6 同意第1号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	襟川仁志君	2番	高橋純一君
3番	金子孝之君	4番	川田延明君
5番	福田正司君	6番	小林正明君
7番	柿沼英己君	8番	細田芳雄君
9番	黒澤兵司君	10番	青木國生君
11番	坂本金光君	12番	富岡芳男君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大谷直之君
教育長	松沢義文君
総務課長兼 企画財政課長	川島賢君
税務課長	加藤忠夫君
住民福祉課長	塩田稔君
環境保健課長	荒井和男君

經濟課長
兼農業委員局長
兼事務局長

椎 名 信 也 君

建設水道課長

田 島 重 廣 君

會計管理課長
兼會計課長

野 村 耕 一 郎 君

教育委員會長
兼事務局長

高 橋 充 幸 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

坂 本 道 夫

書 記

小 林 良 子

書 記

宗 川 正 樹

開 会 (午前 9時05分)

○開会の宣告

○議長(富岡芳男君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年第3回千代田町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(富岡芳男君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今臨時会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項の承認3件、同意1件であります。

続いて、例月出納検査結果報告については、平成21年度1月分及び2月分の検査結果が監査委員よりなされていますので、ご報告いたします。

本日の出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上、諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(富岡芳男君) これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第118条の規定により、

2番 高橋純一君

3番 金子孝之君

以上、2名を指名いたします。

○会期の決定

○議長(富岡芳男君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(富岡芳男君) ご異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(富岡芳男君) 日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題と

いたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、平成22年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして千代田町税条例に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

今回の改正要旨につきましては、個人町民税では、給与所得者に係る特別徴収による徴収方法の改正、また租税条約の実施に伴う所得税法などの法律改正に伴う規定の整備、固定資産税では、法附則第31条の2の削除に伴う規定の整備などの措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして詳細説明をさせていただきます。

本案は、ただいま町長が提案理由で申しましたとおりでございまして、地方税法の一部を改正する法律が国会に上程され、可決されました。つきましては、法律公布の日に合わせて施行及び運用するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分等により条例改正をさせていただきました。

お手元に資料といたしまして新旧対照条文及び参考資料1が配付されていると思いますので、参考をお願いします。

なお、大変恐縮に存じますが、議案書並びに新旧対照表では、条文、各規定の整備等の改正でわかりにくいと思いますので、参考資料1により説明をさせていただきます。また、今回の税制改正及び専決処分の主な内容を説明させていただきます。

平成22年度税制改正で一番大きな改正は子ども手当創設に伴う諸制度の見直しでございまして、この改正の要旨であります。支え合う社会の実現に必要な財源を確保するとともに、地域主権を確立するための税制構築する観点から、具体的には個人住民税における扶養控除の見直し、軽油取引税及び自動車取得税の現行の10年の暫定税率を廃止した上で、当分の間、現在の税率の水準を維持するもの、また地方の町たばこ税の税率の引き上げ等によるものでございます。

なお、一番大きい改正でありますところの個人住民税につきましては、所得税に合わせて年少

扶養控除の上乗せの部分を廃止することとしたところであります。これによりまして、所得税との税の体系上の整合性を保つ目的と地方の税源を充実するものであります。

なお、今回の改正の主要事項等の具体的な内容でございますが、参考資料の（１）個人所得課税（諸控除の見直し）の改正の部分でございます。子ども手当創設に伴う扶養控除の見直し、年少扶養親族に係る扶養控除を廃止するものでございます。また、特定扶養親族のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分12万円を廃止するものでございます。

また、次の（２）の金融証券税制の改正であります。国税では生命保険の改組、地方税でも国税と同様の措置を講ずるものでありまして、合計適用限度額は現行の10万から12万に2万円ほど控除額が増えるものでございます。また、そのほかにも同居特別障害者加算の特例の改組、諸控除の見直し等に伴う所要の措置等及び個人住民税関係では短期譲渡所得の課税の特例、固定資産税、都市計画税関係では地方税における税負担の軽減措置等の各それぞれの延長する改正内容であります。

なお、今回の専決処分につきましては、それらの改正に伴う各それぞれの所要の措置、用語、条文、条項のずれ等を整理して改正を図るものでございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、柿沼英己君。

[7番（柿沼英己君）登壇]

○7番（柿沼英己君） おはようございます。1点だけ質問したいと思っております。

現行では扶養控除ということで、16歳未満ですと33万円ですか、ということなのでしょうけれども、16歳未満、これは廃止ということで、子ども手当が原因ということなのですが、子ども手当、これは年額幾らぐらいになるのか確認したいと思います。

○議長（富岡芳男君） 住民福祉課長、塩田稔君。

○住民福祉課長（塩田 稔君） 22年度につきましては月額1万3,000円でございます。

[「年額」と言う人あり]

○住民福祉課長（塩田 稔君） 15万6,000円です。

○議長（富岡芳男君） 7番、柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） これも一応しっかり確認しておきたいのですが、結局、子ども手当でいただけるけれども、控除で増税になってしまうということでしょうか。この点について確認したいと思います。

○議長（富岡芳男君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 柿沼議員のご質問にお答えします。

今住民課長のほうから申しましたのは、1年目が15万6,000円ですよ。2年目でその倍ですか、

となるものと思われま。なお、この16歳以下並びに従来は18歳から22歳までが特定扶養控除としましてあったわけでございますけれども、国の制度改正によりまして、あくまでも子ども手当創設に伴う措置というふうにご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（富岡芳男君） 柿沼英己君。

○7番（柿沼英己君） そうしますと、子ども手当と大騒ぎしていますけれども、実際は何ら変わらない、初年度に関しては増税になってしまうということでよろしいでしょうか。

○議長（富岡芳男君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） 議員さんご承知のとおり、税額の控除あるいは所得税法の控除でございます。実際の税額というには、一例を言いますと基礎控除が国税部門で38万の控除でございますけれども、実際にいただく税額というのは、一昨年、税源移譲の改正がございまして、所得税がおおむね7%前後、住民税におきましてもその制度にのっとった10%というわけでございます。

以上です。

○議長（富岡芳男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、承認第1号は原案どおり承認されました。

○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、平成22年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして千代田町都市計画税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまもなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

今回の改正の要旨につきましては、課税標準の特例の見直しによります法附則第15条の改正による削減及び項ずれ等によるものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

[[なし] という人あり]

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、承認第2号は原案どおり承認されました。

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第5、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分につきましては、平成22年3月31日、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして千代田町国民健康保険税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

今回の改正の要旨につきましては、法施行令の改正に伴う規定の整備で、基礎課税額の課税限度額を3万円、後期高齢者支援金等課税額の限度額を1万円それぞれ引き上げるもの、減額の規定、非自発的失業者の国民健康保険税の軽減等の規定の整備等、所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（富岡芳男君） 税務課長、加藤忠夫君。

○税務課長（加藤忠夫君） それでは、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして詳細説明をさせていただきます。

本案は、ただいま町長が提案理由で申しましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が公布されました。これに伴いまして千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、やむを得ず専決処分により条例改正を行った次第でございます。

同じようにお手元に資料といたしまして新旧対照表及び参考資料2が配付されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。なお、今回の改正の要旨につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を現行47万から改正案50万に3万円引き上げるものでございます。また、高齢者支援金等、課税限度額を現行12万円から13万円に1万円を引き上げるものでございます。

なお、この改正は、国民健康保険法の改正に伴う整備の規定でございまして、低所得者層の増大に伴う中間所得層への負担のしわ寄せを緩和するものが大きなねらいでございます。

次に、具体的な改正事項であります②の国民健康保険税の減額について、市町村の判断により減額割合を選択できるものとするものでございます。つまり減額措置に係る基準の見直しでございます。議員さんご存じのように、国民健康保険税の賦課に当たりましては、所得税割及び資産税割で構成する応能割と被保険者均等割と世帯別平等割で構成する応益割の比較は50対50を標準と国の法令はしてきたところでございますが、その比率につきましては市町村の実情に応じて変更することができ、低所得者への負担を避けるために応能割を高める傾向が見られるため、応能割合が45%から50%の範囲外でも町の判断により応益割の7割・5割・2割軽減が可能となり、低所得者に配慮するための対応の改正でございます。よろしくご理解のほどをお願いしたいと思います。

なお、軽減の補てんにつきましては、国民健康保険特別事業会計保険基盤安定負担金としまして県より負担金が交付されるものでございます。

次に、大きい2番の非自発的失業者に対する軽減措置の創設でございます。協会けんぽなどの被用者保険に加入していた者が解雇や倒産によって加入することとなりますが、その場合の国民健康保険

税の算定において応益負担が求められ、また所得税の算定や軽減判定も、在職期間でございました前年度の所得を基準に行われることが、多くの場合は負担が過重となります。このような失業者等により負担が過重となった者について、これまで各市町村が条例に基づき徴収猶予や減免を講じてきたところではありますが、今回、国民健康保険税について国民健康保険の被保険者が非自発的理由により離職した一定の者である場合におきましては、在職中の保険料負担と比較して過重とならないよう、前年所得の中の給与所得は、ある場合にはその給与所得の100分の30に相当する額によるものとして所得割を算定するとともに減額判定することとなるものでございます。

なお、このことにつきましては、解雇や倒産等の非自発的失業者については、何らの準備もなく突然職を失い、収入が絶えてしまうという特殊事情に配慮して創設するものでございます。

なお、対象となる非自発的な理由により離職した一定の者とは、国民健康保険の被保険者または特定同一世帯所属者のうち雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者あるいは同法13条第3項に規定する特別な事由の離職者でございまして、受給資格を有する者としたものでございます。

なお、この改正は、改正法附則第15条の改正により、平成22年度以降の国民健康保険税から適用するものでございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（富岡芳男君） 日程第6、同意第1号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

小林議員に申し上げます。この審議の間、退席をお願いいたします。

〔6番（小林正明君）退場〕

○議長（富岡芳男君） 書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（富岡芳男君） 町長に提案理由の説明を求めます。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 同意第1号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、千代田町監査委員富岡芳男氏が平成22年4月1日をもって辞職されたことに伴い、議会選出の監査委員が現在欠員となっておりますことから、議会選出の新委員として小林正明氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

小林氏は、平成16年に町議会議員に初当選され、2期目を迎え、現在に至っております。この間、経済建設常任委員会副委員長、福祉環境常任委員会副委員長、総務文教常任委員会では財務、税務、行政全般を所管する委員長としてご活躍されました。この経歴が示すように、豊富な見識と経験は議会を代表する監査委員として最適任者であると考えておりますので、何とぞ選任につきましてご同意下さいようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（富岡芳男君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（富岡芳男君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第1号 千代田町監査委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富岡芳男君） 挙手全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時36分）

再 開 （午前 9時37分）

○議長（富岡芳男君） 休憩を閉じて再開いたします。

以上で、今臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。

○町長あいさつ

○議長（富岡芳男君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

町長、大谷直之君。

[町長（大谷直之君）登壇]

○町長（大谷直之君） 平成22年第3回議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの臨時会におきまして、専決処分事項の承認あるいは人事案件の同意につきまして、議員各位のご協力のもと、ご承認、ご同意をいただき、心から感謝申し上げる次第であります。

さて、新年度となり、学校や各職場においても新たなスタートが切られております。

国の平成22年度予算は、子ども手当や社会保障費の増加などに伴い、一般会計総額は92兆円超と、当初ベースで過去最大の規模となっております。

しかし、これを賄う歳入は、景気の低迷などを背景に37兆円台の見通しでありまして、新規国債発行額は、当初ベースでは過去最大の約44兆円となっております。戦後初めて当初予算段階から国債発行額が税収見通しを上回る事態でありまして、今の国家財政はかつてない深刻な状態であると言わざるを得ません。

地方自治体を取り巻く財政状況も、税収の落ち込みのみならず、事業仕分けによる国庫補助金の見直しなどもあり、収入の確保に苦慮している大変厳しい状況であります。より効果的で効率的な行政運営と行政サービスの向上を図ってまいりたい所存でございますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、時節柄、寒暖の差がございます。議員各位におかれましては、どうぞお体にはご留意され、ますますご活躍くださいますようご期待申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（富岡芳男君） 以上をもちまして、平成22年第3回千代田町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時40分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

平成22年 月 日

千代田町議会議長 富 岡 芳 男

①署名議員 高 橋 純 一

②署名議員 金 子 孝 之